

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	産業立地・IT振興課	整理番号	1 - 1
処分の種類	指定法人の取消			
根拠法令条例等 ・条項	総合特別区域法第 26 条第 3 項			
処分の概要	総合特別区域法第 26 条第 3 項に基づく指定法人の取消			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定（法令の規定において言い尽くされているため）</p> <p>【総合特別区域法第 26 条第 3 項】</p> <p>3 認定地方公共団体は、指定法人が第一項の内閣府令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。</p>			
基準の制定根拠	—			